（募集機関債の割当て）

第九条　推進機関は、申込者の中から募集機関債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集機関債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、推進機関は、当該申込者に割り当てる募集機関債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

２　推進機関は、第七条第八号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集機関債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集機関債の申込み及び割当てに関する特則）

第十条　前二条の規定は、地方公共団体が募集機関債を引き受ける場合又は募集機関債の募集の委託を受けた者が自ら募集機関債を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

２　前項の場合において、振替機関債を引き受ける地方公共団体又は振替機関債の募集の委託を受けた者は、その引受けの際に、第八条第二項第三号に掲げる事項を推進機関に示さなければならない。

（募集機関債の権利者）

第十一条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集機関債の権利者となる。

一　申込者　推進機関の割り当てた募集機関債

二　募集機関債を引き受けた地方公共団体　当該地方公共団体が引き受けた募集機関債

三　募集機関債の募集の委託を受けた者で自ら募集機関債を引き受けたもの　その者が引き受けた募集機関債

（機関債の債券の発行）

第十二条　推進機関は、機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債を発行した日以後遅滞なく、当該機関債の債券を発行しなければならない。

２　機関債の各債券には、第七条第二号から第五号まで並びに第八条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項並びに番号を記載し、推進機関の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（広域的運営推進機関債原簿）

第十三条　推進機関は、主たる事務所に広域的運営推進機関債原簿を備えて置かなければならない。

２　広域的運営推進機関債原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　第七条第三号から第六号までに掲げる事項その他の機関債の内容を特定するものとして経済産業省令で定める事項（次号において「種類」という。）

二　種類ごとの機関債の総額及び各機関債の金額

三　各機関債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日

四　機関債の債券を発行したときは、機関債の債券の番号、発行の日及び機関債の債券の数

五　第八条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

六　元利金の支払に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（機関債の債券を発行する場合の機関債の譲渡）

第十四条　機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債の譲渡は、当該機関債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

（権利の推定等）

第十五条　機関債の債券の占有者は、当該債券に係る機関債についての権利を適法に有するものと推定する。

２　機関債の債券の交付を受けた者は、当該債券に係る機関債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（機関債の債券を発行する場合の機関債の質入れ）

第十六条　機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債の質入れは、当該機関債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

（機関債の質入れの対抗要件）

第十七条　機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債の質権者は、継続して当該機関債に係る債券を占有しなければ、その質権をもつて推進機関その他の第三者に対抗することができない。

（機関債の債券の喪失）

第十八条　機関債の債券は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

２　機関債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

（利札が欠けている場合における機関債の償還）

第十九条　推進機関は、債券が発行されている機関債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される機関債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

２　前項の利札の所持人は、いつでも、推進機関に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

（機関債の償還請求権等の消滅時効）

第二十条　機関債の償還請求権は、これを行使することができる時から十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

２　機関債の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

（機関債の発行の認可）

第二十一条　推進機関は、法第二十八条の五十二第一項の規定により機関債の発行の認可を受けようとするときは、機関債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　機関債の発行を必要とする理由

二　第七条第一号から第五号まで及び第七号並びに第八条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

三　機関債の募集の方法

四　機関債の発行に要する費用の概算額

五　前各号に掲げるもののほか、機関債の債券に記載しようとする事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書面

二　機関債の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三　機関債の引受けの見込みを記載した書面

（経済産業省令への委任）

第二十二条　第五条から前条までに定めるもののほか、機関債に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令

第一条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。」に改める。

第二条第一項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に、「第二条第四項第五号」を「第二条第三項第五号」に改め、同条第二項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第三条第二項中「一般送配電事業者」の下に「若しくは同項第十一号の三に規定する配電事業者」を加える。

第五条を削る。